## 原発事故避難者住まいの権利裁判 避難者の住まいと人権を守れ!

## 2022年10月31日(月)第二回法廷

13:00~ 東京地裁前にてアピール行動

14:00~15:00 第二回法廷 東京地裁 103 法廷

15:30~17:00 報告集会

衆議院第一議員会館第5会議室

## 東京地裁103大法廷を支援の輪で埋め尽くそう

東電原発事故によって国家公務員住宅に避難区域 外から避難した世帯に対し、福島県は、家賃2倍 相当の損害金を請求し、退去届の提出を求めてい ます。親族宅に訪問してまで退去を迫り、家族の 分断を図っています。

このように原発事故被害者である避難者に対し個別に圧力を加え、追い込むことは、避難の権利のみならず、生存権・居住権の侵害に相当します。

2022 年 3 月 11 日、原発事故から 11 年の節目となるのこの日に 11 名の避難者が、精神的賠



償と居住権を求めて裁判に訴えました。福島県が明け渡しの裁判を起こす動きをみせたことから、6月29日に明け渡し・支払い義務のないことの確認を求める追加提訴を行いました。

避難者を救済すべき行政が避難者を被告に訴え、住居を奪い、 精神的にも経済的にも追い詰めるのは許せない

## 支援する会にご参加ください!

個人会員 3,000 円、団体会員 5,000 円、サポーターは一口 1,000 円です。

<郵便振替口座>

口座 住まいと人権裁判を支援する会(スマイトジンケンサイバンヲシエンスルカイ) 記号 10170 番号 94981941 通信欄に住所・氏名をご記入ください。

原発事故避難者住まいの権利裁判を支援する会 代表世話人 熊本美彌子 村田弘 武藤類子 福島敦子 渡辺一枝

連絡先 090-1437-3502 setodaisaku7@gmail.com 事務局 瀬戸